

女性活躍推進行動計画

女性が活躍できる雇用環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1

産前産後休業や育児休業・介護休業、育児・介護休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を引き続き行い、計画期間内において、女性職員の育児休業取得100%を維持するとともに、男性職員の取得を目指す。

＜対策＞

- ・ 対象者に対し、具体的な情報提供の実施
- ・ 制度全般の情報提供による周知・取得推進の継続を図る
- ・ 休業中の職員のフォローアップ等の充実、休業からの円滑な職場復帰を目指す
- ・ 男性職員による育児休業等の活用を促進するため、制度の個別周知や育児に関する意識向上に向けた支援を実施

目標2

今後も有給休暇が取得しやすい職場環境づくりを実施し、さらなる取得率向上に努める。

＜対策＞

- ・ 有給休暇取得率50%以上を目指す
- ・ 取得率の低い職員に対して、取得を促す
- ・ 職員に対し周知啓発を行い、有給休暇を取りやすい環境づくりに努める

